

宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」取扱商品選定要領

宮崎県商工観光労働部オールみやざき営業課

平成29年12月20日制定

平成30年8月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、宮崎県が首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」において、運営受託者が商品を出展する生産者や事業者（以下「出展者」という。）と連携し、県産品の販路開拓や本県の情報発信など新宿コンネの設置目的に沿った運営が円滑に行えるよう、県産品の要件、商品選定の基準や方法など必要な事項を定めるものとする。

2 取扱商品の選定基準

(1) 基本方針

首都圏における販路開拓や需要拡大に資すること又は、県の認知度・好感度の向上に資することが期待され、「新宿みやざき館KONNE」に展示・販売することが適当な商品を選定する。

(2) 出展者

出展者とは、下記(3)に規定する商品を生産又は製造・加工、販売する者で、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 県内に主たる事業所又は支店等を有していること
- ② 営業を営むため、官公庁より受けた許可等を有していること

(3) 県産品

「新宿みやざき館KONNE」で取り扱う商品は県産品とし、その定義は次のとおりとする。

- ① 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること
- ② 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当するもの
 - (ア) 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
 - (イ) 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
 - (ウ) 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの

(4) 上記(2)及び(3)にかかわらず、本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与すると判断されるものについては、「新宿みやざき館KONNE」で取り扱うことができるものとする。

(5) 関係法令、商品管理運営上の必要な要件

「新宿みやざき館KONNE」で取り扱う商品は、次の要件を具備するものとする。

- ① 食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、農薬取締法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、食品表示法、計量法等関係法令に定める規定に違反していないこと
- ② 品質、衛生管理が適正に行われていること（確認のための生産情報の記録や検査記

- 録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること)
- ③ 各種賠償保険等に参加し、商品が原因による事故等が発生した場合に、被害者の救済が確実にできること
 - ④ 特許、新実用新案等の係争中ではない商品、又はそのおそれのない商品であること

(6) その他の勘案事項

上記(1)～(5)のほか、次に掲げる事項を含め総合的に勘案した上で、商品を選定するものとする。

- ① 味・品質
- ② 外観(商品形態、ネーミング、パッケージ等)
- ③ 物語性(こだわり・素材・背景等)があるもの
- ④ 季節を感じられるもの
- ⑤ 本県の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与しているもの
- ⑥ 本県のフードビジネス振興につながるもの
- ⑦ 運営受託者が希望する納期や数量を遵守でき、かつ発注ロットが柔軟に対応できること
- ⑧ 季節商品を除き、原則として継続して通常の需要に応じられる生産力を有すること
- ⑨ その他(「新宿みやざき館KONNE」における過去の販売実績、県内での受賞等)

3 商品の取扱条件

「新宿みやざき館KONNE」では次のような区分、条件で商品を取り扱うものとする。

区 分	常設品	テストマーケティング品	催事品
定 義	県内及び首都圏で販売実績がある商品もしくは販売予定の新商品	首都圏での販路開拓を目指し、販売実績・商品評価等のフィードバックを希望する商品	出展者が直接、「新宿みやざき館KONNE」で販売する商品
販売方法	委託販売 ※個別協議により、適当と認められたものについては買取販売も可能とする	委託販売 ※期間中1回以上、直接販売を行う出展者を優先する	直接販売 ※売上はポスレジで管理すること
販売期間	期限なし ただし、季節や販売実績等により入替対象となる場合がある	1ヶ月を基本	個別調整 (2～3日間程度)～ 最大1週間
販売手数料	運営受託者が別に定める。		

4 取扱商品の選定方法

(1) 商品の取扱申請

出展者が、自己の商品について出品を希望する場合は、運営受託者が別に定める「規程」に基づき申請するものとする。

(2) 商品の選定

- ① 運営受託者は、取扱商品を選定するために商品選定会議を設置すること。なお、構成委員は県を含めること。
- ② 運営受託者は申請された商品をもとに取扱商品案を作成し、季節毎に行う商品選定会議（年4回）を開催し、最終的な取扱商品を決定制し、結果を申請事業者等宛てに通知すること。ただし、協議の必要がある場合、臨時に商品選定会議を行うこと。
- ③ 取扱決定にあたって、申請事業者等と協議の必要がある場合、個別面談を行うこと。
- ④ テストマーケティング品及び催事品については、利用申請ごとに運営受託者が審査し決定すること。

(3) 商品の入替

商品選定会議で入替対象商品について協議し、入替商品が決定した場合、該当する事業者へ通知すること。なお、入替商品の基準及び取扱については、次のとおりとする。

- ① 棚割り（カテゴリ）別に販売個数・販売状況の観点で分析し、実績により入れ替える場合がある。
- ② 入替対象商品については、陳列期間内に新たに出品を希望する商品も含め、商品選定会議で協議し決定するものとする。
- ③ 入替対象商品の出展者に対し、商品に対する運営受託者の意見や消費者等の商品に対する反応等、商品改良の参考となる情報をフィードバックすること。

5 その他

(1) 商品改良への取組

出品を希望する事業者等は、顧客や商品選定会議での意見、店舗での販売実績などフィードバックされた改善点等を分析し、商品改良に取り組むこと。

(2) 個人情報の保護

県産品申請書等に記載の情報等については、運営受託者が行う新宿コンネでの販売や、販路開拓、商品開発・改良分析等のために利用すること。その他の目的で使用しないこと。

(3) この要領に定めていない項目については、県と運営受託者が協議のうえ、決定することとする。